

三種町住宅用太陽光発電システム 設置費補助金のお知らせ

再生可能エネルギーの利用促進を図り、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化防止及び町民の環境保全意識の高揚を図る為、町が住宅用太陽光発電システム設置費助成事業の補助金を交付する制度です。

対象者及び対象補助システム

- 町民自らが居住する町内の住宅に設置する個人で、国（J-PEC）の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定を受け、電灯契約している町民。（ただし店舗・事務所との兼用の場合は延べ床面積の2分の1以上が住居として利用されているもの）
- 町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方。
- 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- 過去にこの事業による補助金の交付を受けていないこと。
- この事業による補助金は、補助システム1機につき1回。また同一人に対しても1回。

補助システムの要件

- 新規品（未使用品）であるもの。
- 太陽光電池の出力が10Kw未満であること。
- 太陽光普及拡大センター（以下「J-PEC」という）の定めた技術仕様書に適合するもの。



- 電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結できるもの。
- 当該年度の3月20日までに所定の実績報告書を提出できる工事。

補助金額

- 5万円に補助対象システムの最大出力（単位はKw）を乗じて得た額とし、上限は25万円。

申込受付

- 申込期間 4月1日（金）から
 - 申込場所 企画政策課企画係
 - 申込方法 交付申請書および国補助「交付決定通知書」の写し等添付書類を提出してください。
 - 予算の範囲内で助成対象者を決定します。助成対象者となった方に交付決定通知書を送付します。
- ※補助を受けた方には、発電量の報告やアンケート調査などに協力していただきます。

◆お問い合わせ窓口：三種町役場企画政策課企画係 TEL 85-4817



三種町スポーツ・文化合宿等 誘致推進事業のお知らせ



三種町では、町内でスポーツ・文化合宿、スポーツ・文化大会、スポーツ・文化練習試合等（以下「合宿等」といいます。）の実施を支援します。

補助金対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する町外のスポーツ・文化団体とします。

補助対象事業

- (1) 町内のスポーツ・文化施設を利用し、かつ町内の宿泊施設に宿泊して実施する事業
- (2) 合宿等参加者数及び宿泊者数が5名以上、かつ町内へ宿泊する事業

〔スポーツ・文化大会合宿等誘致事業〕

補助対象経費	スポーツ・文化合宿等に要する経費のうち、施設使用料、交通費、宿泊料
補助金の額	1,000円×延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数）
補助限度額	20万円を限度とします。
留意事項	選手及び指導者等（部長・監督・コーチ・マネージャー等）は宿泊者数に含めるが、保護者（付添人）は宿泊者数に含まれません。



補助対象除外事業

- (1) 主に営利を目的とした事業
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
- (3) 申請団体の事業費に他の町費が含まれる事業
- (4) その他町長が不相当と認める事業

◆お問い合わせ先：三種町役場商工観光交流課 TEL 85-4830